

令和6年度子宮頸がん予防に係る動画等制作及び広報業務 仕様書

1 共通事項

(1) 業務概要

(ア) 制作

以下について、制作物を群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課に納品すること。

【制作物1】：オリジナルキャラクターと医師による子宮頸がん予防の解説動画

【制作物2】：ショート動画（YouTube 及び TikTok 広告用）

【制作物3】：子宮頸がん予防の普及啓発に用いるオリジナルロゴ及びキャッチコピー

(イ) 広報

以下について、広報を実施すること。

【広報1】：【制作物2】を用いた YouTube 及び TikTok 広告

【広報2】：【広報1】と異なる事業者提案による更なる広報周知事業

(2) 業務契約期間及びスケジュール

業務契約期間は、令和6年4月1日（月）から令和6年10月31日（木）までとする。また、企画提案には、制作及び広報の各項目について、実施スケジュールを示すこと。

(3) 基本情報

企画提案書を提出するにあたり、事業者は下記資料について内容を確認し、企画提案内容に取り入れること。

- ① 厚生労働省ホームページ「ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とHPVワクチン～」

(URL:<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/index.html>)

- ② 厚生労働省リーフレット「小学校6年～高校1年相当 女の子と保護者の方へ大切なお知らせ（概要版）」

(URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901219.pdf>)

- ③ 厚生労働省リーフレット「小学校6年～高校1年相当 女の子と保護者の方へ大切なお知らせ（詳細版）」

(URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000901220.pdf>)

(4) 業務完了報告書の提出

受託者は、制作及び広報に係る実施内容及び成果（効果）を報告書にまとめ、契約期間内に電子データ（任意様式）で提出すること。ただし、MicrosoftOffice のアプリケーションで編集可能なファイルと PDF ファイルの両方を提出すること。

また、群馬県（以下「県」という。）は、本報告書の一部又は全部を県ホームページへの掲載等をはじめ第三者に提供する場合がある。この点を念頭に置いて報告書を作成すると共に、報告書内に転載資料がある場合には必要に応じて著作権者の承諾を得るなどの作業を行うことと

する。

なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることができない場合には、ホームページへの掲載等のために当該資料を抜いたバージョンの電子ファイルを別途作成するものとする。これによりがたい場合には、あらかじめ県担当者と協議すること。

上記のほか、受託者が委託業務を実施するにあたり作成した資料又は完成した書類等のうち、県が必要と認めたものについて、提出を求める場合がある。

(5) 検査

本業務は、全ての制作物の納品と業務完了報告書の提出を確認し、検査合格後、完了とする。

また、業務完了後においても、受託者の責任による瑕疵が発見された場合は、県の指示に従い、受託者の負担において速やかに修正を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。

(6) 著作物の取扱いについて

制作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、商標権、その他一切の権利は、県に帰属するものとする。また、受託者は、制作物に係る著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

制作物に関して、受託者以外の者との間で、著作権等に係る問題が生じた場合は、受託者の責任において処理する。

(7) 業務の適正な実施に関する事項

(ア) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、県と協議の上、その一部を委託することができる。

(イ) 守秘義務

受託者（再委託を受けた者も含む。）は、本業務の実施に関して知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(ウ) 個人情報の取得・保護・管理について

個人情報の保護については、十分な注意を図り、流失・損失が生じないこと。

(エ) 関係法令等の遵守

本業務を行うにあたり、必要とされる関係法令及び関係条例等を遵守すること。

2 個別事項

【制作物1】：オリジナルキャラクターと医師による子宮頸がん予防の解説動画について

(ア) 目的

子宮頸がん予防、特に HPV ワクチンについて、エビデンスに基づいた正しい情報を無関心層に届けるほか、接種世代に加え、保護者世代に対しても、HPV ワクチンに対する疑問や不安感を

払拭できるよう情報を発信する。

(イ) 満たすべき要件

- ① 動画は1本とし、概ね15分程度とすること。
- ② フルHD（1920×1080）以上とし、MP4形式とすること。
- ③ 動画に出演するキャラクターは、娘（接種世代）、母親（保護者世代）、医師の3人とする。
また、必要に応じてナレーションを起用すること。
- ④ キャラクターデザインは、イラスト又は3Dアバターとし、接種世代や保護者世代の興味・関心を引くデザインとすること。
- ⑤ キャラクターやナレーションの声は、接種世代や保護者世代が興味・関心を持ち、目的達成に効果的と考えられる著名な声優やタレント等を起用することとし、実際にブッキング可能な人選案を示すこと。複数の案を示しても差し支えない。なお、本公募では、本項目を重視する。
- ⑥ 声優やタレント等のブッキング及び連絡調整等に係る一切の業務は受託者が行うこと。
- ⑦ 動画の内容の理解を促進したり、興味・関心を持たせるように効果的なサウンドエフェクト（SE）やBGM、テロップ等を使用すること。
- ⑧ 本動画は、YouTubeにて配信する。YouTubeが定める各種規約やポリシー、ガイドラインの内容を理解し、順守すること。
- ⑨ YouTubeで表示されたときに視聴したくなるような魅力的なサムネイルを制作すること。
- ⑩ 配信期間は、最低でも配信した日から2年間とし、この間は、継続配信できるようにすること。
- ⑪ 動画制作に必要なシナリオ等の資料一式は、受託者が作成し、県と協議すること。医学的知見に関する監修には、別途県が指定する医師を当て、必要に応じて、医師を交えた打合せを行う。
- ⑫ 撮影や放映の許諾やアポイント、各種調整は原則として受託者において行うこと。
- ⑬ 【制作物3】で制作するロゴを動画において使用すること。
- ⑭ 最終的な内容は、県と協議の上、決定するものとする。

(ウ) 納品等

- ① シナリオ、絵コンテを令和6年4月22日（月）までに提出すること。提出後、県が内容を確認したのちに撮影を開始すること。
- ② 令和6年7月1日（月）に動画の一次納品を行うこと。県が内容を確認後、必要な修正や最終校正を経て、7月10日（水）に制作物一式を納品すること。
- ③ 成果品は、二次利用しない。

【制作物2】：ショート動画（YouTube及びTikTok広告用）について

(ア) 目的

子宮頸がん予防、特にHPVワクチンについて、エビデンスに基づいた正しい情報を無関心層に届けるため、広告用のショート動画を制作する。

(イ) 満たすべき要件

- ① ショート動画は YouTube 用と TikTok 用でそれぞれ 1 本ずつ制作し、いずれも 15 秒とすること。
- ② フル HD (YouTube 用は 1920×1080、TikTok 用は 1080×1920) 以上とし、MP 4 形式とすること。
- ③ 接種世代及び保護者世代に興味・関心を持ってもらい、また、【制作物 1】の動画へ誘導できる内容とすること。
- ④ 【制作物 1】で使用するキャラクターのデザインや音声、SE や BGM 等を活用すること。ただし、【制作物 1】の切り抜きだけで構成せず、15 秒の動画として成立した内容とすること。
- ⑤ YouTube 用のショート動画は、大型サイネージや医療機関、公共施設でも上映するため、配信期間は、最低でもいずれかの方法で配信した日から 2 年間とし、この間は、継続配信できるようにすること。
- ⑥ YouTube 及び TikTok が定める各種規約やポリシー、ガイドラインの内容を理解し、順守すること。
- ⑦ 動画制作に必要なシナリオ等の資料一式は、受託者が作成し、県と協議すること。医学的知見に関する監修には、別途県が指定する医師を当て、必要に応じて、医師を交えた打合せを行う。
- ⑧ 撮影や放映の許諾やアポイント、各種調整は原則として受託者において行うこと。
- ⑨ 【制作物 3】で制作するロゴを動画において使用すること。
- ⑩ 最終的な内容は、県と協議の上、決定するものとする。

(ウ) 納品等

- ① シナリオ、絵コンテを令和 6 年 4 月 22 日 (月) までにデータで提出すること。提出後、県が内容を確認したのちに撮影を開始すること。
- ② 令和 6 年 7 月 1 日 (月) に動画データを一次納品すること。県が内容を確認後、必要な修正や最終校正を経て、7 月 10 日 (水) に完成品の動画データを納品すること。

【制作物 3】：子宮頸がん予防の普及啓発に用いるオリジナルロゴ及びキャッチコピーについて

(ア) 目的

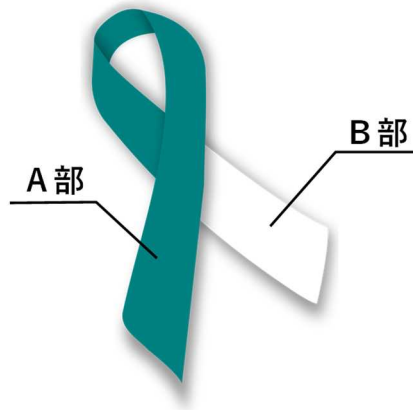
官民医が連携して子宮頸がん予防をオール群馬で推進していくための旗印として、オリジナルのロゴとキャッチコピーを制作する。

(イ) 満たすべき要件

- ① ティールアンドホワイトリボン (下図) を活用したデザインとすること。使用する色に関しては以下のとおり。下図にある影 (陰影) は指定しない。

(A 部：ティール) HEX : #008080、RGB : 0, 128, 128、HSV : 180, 100, 50、CMYK : 100, 0, 0, 50

(B 部：ホワイト) HEX : #FFFFFF、RGB : 255, 255, 255、HSV : 0, 0, 100、CMYK : 0, 0, 0, 0



(リボンの引用：

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%86%E3%82%A3%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%9B%E3%83%AF%E3%82%A4%E3%83%88%E3%83%AA%E3%83%9C%E3%83%B3>)

- ② ロゴ及びキャッチコピーのデータの形式は、AI、PDF 及び JPEG 形式とする。
- ③ 市町村や医療団体等が接種対象者へ送付する郵送物（封筒）への掲載や県及び市町村広報物等（A4サイズのチラシやB2サイズのポスター）への掲載を想定している。掲載イメージも含めて提案すること。また、受託後に、利活用上のルールについても示すこと。
- ④ 一目見て注意を引きつつ、不快感を与えないデザインとすること。また、ユニバーサルデザインに配慮し、誰にでも見やすく、わかりやすいデザインとすること。
- ⑤ ロゴ、キャッチコピー、キャッチコピーを併記したロゴの3デザインを提案すること。
- ⑥ 白黒あるいはティールのみで印刷をした場合にも、ロゴのデザイン及びキャッチコピーの内容がしっかりと判別することができるデザインとすること。

(ウ) 納品等

- ① 制作したロゴ及びキャッチコピーは令和6年6月14日（金）までにデータで納品すること。

【広報1】：【制作物2】を用いたYouTube 及び TikTok 広告について

(ア) 目的

【制作物1】の動画の視聴回数を増やすため、【制作物2】の動画を活用して YouTube 及び TikTok で広告を行う。

(イ) 満たすべき要件

- ① 次項の【広報2】と合わせて、【制作物1】の動画の再生回数最低10万回を目標とすること。
- ② YouTube 広告は、インストリーム（スキップابل）広告を原則とすること。ただし、より効果的な手法がある場合には、追加提案すること。
- ③ TikTok 広告は、インフィード広告を原則とすること。ただし、より効果的な手法がある場合には、追加提案すること。
- ④ デモグラ等のターゲティングは、最も効果が高いと思われる方法を、根拠と合わせて提案すること。
- ⑤ 広報は、7月中旬の県の報道発表と同時期に開始し、9月30日（月）まで実施すること。

具体的な開始時期については、協議の上決定する。

(ウ) 提出等

- ① 9月30日(月)12時00分時点において、実際に【広報1】の広告が表示されている画面と【制作物1】の再生画面をキャプチャーし、業務完了報告書と合わせて提出すること。

【広報2】:【広報1】と異なる事業者提案による更なる広報周知事業について

(ア) 目的

【制作物1】の動画の視聴回数を増やすとともに、県が行う子宮頸がん予防及び県の施策に関する情報を県内外に向けてより一層広報周知する。

(イ) 満たすべき要件

- ① 【広報1】で実施する内容とは異なる広報周知方法を提案すること。ただし、【制作物1～3】のいずれか、又は複数を活用すること。
- ② 【広報1】と合わせて、【制作物1】の動画の再生回数が最低10万回を超えるような手法を提案すること。また、【広報2】によって期待できる再生回数を具体的に示すこと。
- ③ 県は、本動画の制作、配信のほか、子宮頸がん予防対策に係る様々な施策を展開していく。
【広報2】において、これらの施策についても広報周知が可能である手法を提案すること。
施策については、受託後、県との協議において説明する。
- ④ 提案に当たっては、具体的な手法と効果を明らかにして提案すること。
- ⑤ 受託者が所有あるいは運営する媒体等を使用することも差し支えない。
- ⑥ 広報は、7月中旬の県の報道発表と同時期に開始し、9月30日(月)まで実施すること。
具体的な開始時期については、協議の上決定する。

(ウ) 提出等

- ① 9月30日(月)12時00分時点において、実施した効果を確認・記録し、業務完了報告書と合わせて提出すること。

3 その他

- (1) 業務の進捗について、県から報告を求められたときは速やかに報告すること。また、本業務を適正かつ円滑に進めるため、受託者は、県と必要に応じて協議、打合せを行うこと。本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められるものについては、着手時に担当者と協議すること。
- (2) 提案内容に係る十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (3) 業務委託契約期間中は、委託業務全般を把握している担当者を置き、県との連絡調整を行うこと。
- (4) 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行う。ただし、県が所有し業務に利用できる資料は提供又は貸与する。貸与に当たっては、県の指示に従うこと。また、貸与を受けた資料については、その一覧を作成の上、県に提出し、業務完了時に返却すること。
- (5) 契約金額には、本契約の履行に必要な一切の経費を含むものとする。

(6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに双方協議の上、決定するものとする。